2026 年 4 月 1 日

ボランティア募集団体
　ご担当者　様

明治学院大学　ボランティアセンター

明治学院大学ボランティアセンター【団体登録】のご案内

拝啓　平素は明治学院大学ボランティアセンターにご理解とご支援を賜り誠にありがとうございます。
　本センターでは学生や教職員へのボランティア募集や情報誌等のチラシを配架・掲示するにあたり【団体登録】をお願いしています。
　つきましては、下記をご参照のうえ、登録の手続きをお願い申し上げます。

敬具

記

１．明治学院大学ボランティアセンター【団体登録】の流れ

(団体) **【団体登録】書類の送付**	別紙「外部団体ボランティア活動報告紹介についての指針」を確認のうえ、下記書類を郵送ください。 **①明治学院大学ボランティアセンター団体登録票（新規登録）（1 部）** **②団体の概要がわかるパンフレット（1 部）** **③配架希望のパンフレット、チラシ等（A4 サイズ・10 部程度）** ※追加で規約、役員名簿、収支報告書、活動団体の実績がわかる書類等の提出をご依頼することがあります。 「明治学院大学ボランティアセンター団体登録票」ダウンロード https://www.meijigakuin.ac.jp/volunteer_activities/recruitment/dantatouroku_new.docx
↓	
(ボランティアセンター) **【団体登録】の承認・登録**	書類到着後 10 日程度で、ボランティアコーディネーターが書類一式の確認と登録承認を行います。承認後はメールにて団体登録完了のご連絡をします。
↓	
(団体/ボランティアセンター) **チラシ等の配架・掲示**	団体登録完了後は、配架希望のチラシ等を随時受付します。白金校舎・横浜校舎のいずれかまでご郵送ください。チラシ等は配架スペースの都合上、チラシは A4 サイズで、各校舎配架のため 10 部ご用意をお願いします。

２．団体登録の更新について
団体登録の有効期限は 2028 年 10 月末日（3 年間有効）です。同年 10 月に更新手続きをご案内します。

３．チラシ等の取扱いについて
（１）チラシ等は学生が自由に閲覧・持ち帰りできるように当センター内に配架・掲示します。
　　参加を希望する学生はボランティアセンターを通さず直接団体に申込みをします。
（２）ボランティアセンターとして学生の派遣をお約束できるものではありません。
（３）募集締切日や開催日が経過したチラシ等は廃棄します。また、募集締切日や開催日が決まっていない随時募集のボランティアチラシは、有効期限を１年とし、経過後に廃棄します。引き続き配架を希望する場合は新たに募集チラシをお送りください。

以上

【資料送付・問合せ先】
明治学院大学　ボランティアセンター　団体登録担当
月-金 10:00-17:00（土日祝閉室）
住所：108-8636　東京都白金台 1-2-37
Tel　:03-5421-5131
Mail：voluntee@mail.meijigakuin.ac.jp

明治学院大学ボランティアセンター　　2025 年 12 月 3 日 改正

外部団体ボランティア活動紹介についての指針

明治学院大学ボランティアセンターでは、以下の条件を満たした活動をおこない、団体登録をしていただいているボランティア団体のパンフレット、チラシ、ニュースレター等をボランティアセンターに配架することにより、ボランティア活動を本学学生および教職員に紹介しています。

・公益性・公共性が高い活動。
・営利を目的としない活動。
・活動にあたり、安全性に問題がないと判断される活動。
・受け入れた学生に対し、教育的配慮を伴った対応をする活動。

１．団体登録の受付ができない団体について

法人格の有無は問いませんが、以下に該当するボランティア活動は受付できません。
（１）特定の政治組織や宗教団体の活動、またそれらへの加入を強要や勧誘する行為が見られる活動。
（２）危険が伴うもの。
（３）法令に違反するもの。
（４）公序良俗に反するもの。
（５）精神的、肉体的苦痛が心配されるもの。
（６）水泳監視、ベビーシッター、病人の介護等の人命にかかわることが予想されるもの。
（７）車の運転が活動の内容に含まれるもの。
（８）宿泊を伴うもの（キャンプボランティアなど、適切に夜間睡眠が確保される活動についてはこの限りではない）。
（９）本来有資格者によってなされるべき活動。
(10) 受入団体担当スタッフ等を含まない、当事者と学生ボランティアだけでおこなう活動。
(11) ボランティアの募集内容や受入担当者が明確でない活動。
(12) 個人でボランティアを募集されるもの。
(13) その他不適当だと判断されたもの。

２．ボランティア受入団体との申合せ

ボランティア受入団体と明治学院大学ボランティアセンターとは、以下の点を申合せ事項として確認いたします。
（１）申込みをした学生に対し活動内容や条件等を提示し、その内容について両者の間で合意の上、活動をはじめること。
（２）有償活動とボランティア活動を明確に区別すること。
（３）活動をはじめる前には、オリエンテーション等を実施し、活動に必要な情報や留意点をあらかじめ伝達し、活動がはじまった後は、必要に応じて研修・支援等をおこなうこと。
（４）ボランティア活動中は、各団体ボランティア担当スタッフとともに活動をおこなうこと。
（５）申込みをした学生が適切なボランティア保険に加入済みであることを確認してから、活動を始めること。ボランティア保険に未加入の場合は申込みを受け付けないこと。
（６）熱中症を生ずるおそれのある作業を行う際は、労働安全衛生規則に準じた対応を行うこと。
（７）ボランティア受入れにおいて知り得た学生情報は、そのボランティア活動にのみ使用すること。

３．活動時間

（１）活動時間は、休憩を入れて 1 日 8 時間、週 28 時間を超えないこと（外国人留学生の資格外活動における就労時間に準拠）。
（２）夜 10 時以降の深夜活動をさせないこと。

４．免責

ボランティアセンターで紹介するボランティア活動により、何らかのトラブルが発生した場合、本センターでは責任を負いかねます。あらかじめご了承ください。